

受講料
無料

中小企業働き方改革セミナー

共催：厚生労働省神奈川労働局・神奈川県・神奈川働き方改革推進支援センター

本年4月から導入される中小企業に対する時間外労働の上限規制など、実務上押さえておくべきポイントについて、わかりやすくご説明すると共に、中小企業の対応事例並びに神奈川県の取り組みについて、ご紹介させていただきますので、奮ってご参加ください。

なお、セミナー終了後、個別相談会も開催します。ご希望の方は、お早めにお申込みください。

日時 令和2年2月7日（金）午後2時～午後5時（受付開始：午後1時30分～）

会場 川崎商工会議所 2階会議室（川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎70ンティアビル2階）

内容 【第一部：午後2時～4時20分】（内容は一部変更になる場合もございます）

- ① 働き方改革に取り組む際の実務上のポイント
- ・ 時間外労働の規制の概要と36協定締結の留意点と新様式の記載方法について
 - ・ 年5日の年次有給休暇の取得について
 - ・ 同一労働同一賃金について
 - ・ 改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について

② 中小企業の取組好事例について

③ 神奈川県の取り組みについて

【第二部：午後4時20分～5時】

④ 個別相談会（当日のご対応には、お時間と人数に限りがございます）

講師名

- ① 神奈川労働局 川崎南労働基準監督署 署長 鹿島 俊樹 氏
" 雇用環境・均等部指導課 指導課長 黒沢 武 氏
② 神奈川働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 押本 靖貴 氏
③ 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 職員

申込み

下記参加申込書に必要事項をご記入のうえ、切り取らずにFAX（044-211-4118）または川崎商工会議所Webサイト【セミナー・イベント申込ページ】

<https://kcci-event-entry.biz/kcci/seminars/view/31198> からお申し込みください

個別相談は、該当する箇所に丸印を囲んでください。予約状況によっては、別の日時でご対応させていただきますので、あらかじめご了承ください

問合せ

受講票は、送付いたしません。定員（100名）に達した場合のみ、当所より電話にてご連絡いたします

主催：川崎商工会議所 中小企業振興部 担当：吉田・相澤 TEL：044-211-4114

<中小企業働き方改革セミナー参加申込書>

川崎商工会議所中小企業振興部 行

FAX:044-211-4118

| | |
|----------|-------------------|
| 会社名／事業所名 | 所在地 |
| TEL | 個別相談 希望する / 希望しない |
| 参加者氏名 | 部署／役職： |
| 参加者氏名 | 部署／役職： |

※ご記入頂きました情報は本事業運営で利用するほか、当所からの各種連絡、情報提供のために利用することがあります。